

相続税の課税割合と 調査実績

国税庁が発表した平成19年分の「相続税の申告実績及び調査実績」による課税割合は、平成16年以降4年連続で4.2%で、平成6年分以降最低水準で推移しています。

1 相続税の課税割合

平成19年中の1年間の被相続人数は約111万人で、相続税の課税対象となった被相続人数は4万7千人、課税割合は前年同様4.2%でした。

2 相続財産額の構成と海外資産関連

相続税の課税対象となった財産価格（課税価格）は、10兆6,216億円であり、税額は1兆2,634億円となりました。課税価格を被相続人1人当たりでみると2億2,763万円、税額は被相続人1人当たり2,708万円となりました。相続財産の金額構成比は、土地が47.8%、現預金等が20.5%、有価証券が15.8%の順となっており、相続財産

に占める土地の割合は、平成6年では70%超でしたが、平成18年から2年連続で50%を下回っています。一方、海外資産関連事案の調査も407件行われ、80%超で申告漏れが指摘されました。海外資産に係る申告漏れ課税価格は、前年の148億円から2倍超の額となり多額になってきております。

3 留意事項

この公表から留意すべきは、相続財産に占める割合が高くなってきている現預金等の管理の仕方です。いわゆる名義預金といわれるトラブルで、家族名義の預金であっても、本当は、被相続人のものではないかと疑われないように充分配慮しなければなりません。また、無申告加算税の賦課も多い状況ですので、相続税の申告が必要になるかならないかの判断に留意しなければなりません。最後に、相続税の課税方式の見直しが平成21年度の税制改正で見送られ、50年ぶりの相続税法の大改正も先送りとなりましたが、今後もこの課税割合は、注視し続ける重要な割合と思われます。

ナマの税務相談室

Q 先生、父の相続税ですが、私の場合は、貸宅地が9件もあり、物納しか納付手段がありません。

A そうですね。マンション収入が多額にあり、生活に余裕があれば、延納という選択もあると思われますが、相続税額が3,000万円もある状況から、自宅側の貸宅地5ヶ所の内からと、1キロ離れている1丁目の貸宅地4ヶ所の内2筆位が適当なのですかね。

Q 先生、自宅マンション付近の貸宅地はいずれも公道に面し、地代収入も近隣地並で、これからの安定地代収入の場として手放したくない貸宅地です。

A 1丁目の貸宅地4ヶ所は自宅からもかなりの遠距離にあり、この際、物納で全部手放すことが可能なら、これからの地代家賃の管理に好都合とも考えられますが、一つ問題点があります。

私道でも物納できる…

Q 四つの貸宅地をつなぐ私道約100㎡ですね。仮に物納が本宅地で認められても、私道2竿が残され許可になる可能性が、

と…先生はわれていますが。

A そうです。それに貸宅地4ヶ所の物納税額が2,700万円余で、金銭納付約300万円です。完納できるので、当局は許容範囲の物納許可コースです。

Q 先生、何とか私道付きで物納を申請できませんか。

A 問題の私道は確かに物納許可されないと、4ヶ所の本宅地が死ぬ可能性があります。明日所轄署の納税専門官に陳情して私道付き3,100万円余の物納を何とか陳情しましょう。

Q 3,100万円というと、100万円は切り捨てになるのですか。

A 超過物納で100万円還付の可能性が僅かあります。譲渡所得税がかかります。

ナマの税務相談室